資 料 2－1

第3回持続可能な財政運営検討会の開催状況

1 検討会日時等

- ✓ 日　時　令和8年11月11日(水) 10:00～11:25
- ✓ 場　所　県庁3号館10階庁議室
- ✓ 出席者　県幹部等及び委員4名(上村委員、石川委員、髙橋委員、羽田委員)

2 第3回検討内容

① 財務検証部会からの報告
② 今後の改革の方向性について
③ 公債費負担適正化計画の改定(案)について

3 第3回検討会結果(主な委員意見抜粋)

区分		内容
財務検証部会報告		○震災後の厳しい財政状況下で県民サービスを維持してきた努力は評価しつつ、透明性の確保や説明責任の向上、法令の趣旨も踏まえた適正な財政運営が必要
今後の改革の方向性	総括	○行財政改革では、改革の方向性とその判断基準を共有した上で、個別の課題について丁寧に議論を進めるべき ○今回、改革の方向性が示されたことは重要な第一歩である
	説明責任と県政運営	○重視する施策や優先順位を明確にし、県政のあり方や必要性を丁寧に説明するとともに、県の将来像や未来ビジョンを分かりやすく示しながら県民の理解を得るべき
	県の役割の再構築	○市町や民間との役割分担を整理する際には、単なる負担転嫁とならないように留意が必要 ○地方自治のあるべき姿を踏まえた上で、プラットフォーム型県政が望ましい形であるということを丁寧に説明すべき
	事務事業・公共施設の見直し	○事業の必要性や費用対効果に加え、県が担う必要性の観点から見直しを行い、財政効果の高い分野から改革を進めるべき ○必要不可欠でない公共施設は廃止・集約を原則とし、例外を設けるべきではない ○公共施設に係る民間活用は、PFI等の導入自体を目的とせず、最適な手法を選択すべき
	未来への投資との両立	○財政健全化と将来の税収増・地域活力向上につながる投資を両立させるため、効果や必要性を検証しながら中長期的な視点で改革に取り組むべき
公債費負担適正化計画の改定(案)		○起債許可団体となったこと自体は財政破綻を意味しないものの、実質公債費比率の上振れリスクには十分留意すべき ○県債管理基金の積立不足解消に向け、改革効果によりどう積戻しを実施するのか具体的な道筋を示すべき ○基金運用に当たっては複数の経済シナリオを踏まえたリスク管理が重要

【参考】今後のスケジュール等
第4回(2月上～中旬予定) ①各分野の改革の視点、②財政運営の方向性、③公共施設等総合管理計画素案

資 料 2－2

第3回持続可能な財政運営検討会
（財務検証部会からの報告）

持続可能な財政運営検討会

「第2回 財務検証部会」

令和8年11月6日

公共用地先行取得等事業債全額借換事案等に関する報告書

01 はじめに

02 実地調査の実施（財政当局等からの業務説明）

03 ヒアリング調査の実施

04 本件事案の調査結果を踏まえた検証

05 その他類似事案の検証

06 再発防止に向けた提案

07 おわりに

01 はじめに

- 兵庫県は、震災復興のため県債の発行等による多大な財政負担を抱えているとともに、近年は、少子高齢化や公共施設の老朽化等の新たな行政需要への対応を求められている。
- このため、兵庫県では財政健全化と未来への投資を両立する持続可能な財政運営を実現するため、「持続可能な財政運営検討会」を設置した。
- この検討会（第2回）において、用先債の全額借換事案（本件事案）が地方財政法に抵触するおそれがあると報告され、その原因究明と再発防止策を検討するため、検討会のもとに「財務検証部会」が設置された。
- 部会では、実地調査やヒアリング調査を進め、今般、県民の信頼回復、地方債市場の信認を維持するための検証結果や再発防止に向けた提案をまとめたので、ここに報告する。
- なお、部会での検証は、関係者への責任追及等を目的とするものではなく、今後の再発防止に向けた提案を主眼としている。

02 実地調査の実施（財政当局等からの業務説明）

1 概 要

回 数	日 程	対象	主な内容
第1回	9/8	財政当局	地方債制度の仕組みの説明 等
第2回	9/16･17	財政当局	起債事務や公債台帳の説明、類似事案の確認 等
第3回	9/24	監査委員事務局	監査の実施状況の説明 等
第4回	10/9	財政当局	起債事務と県債管理の説明 等
第5回	10/27	財政当局	類似事案の確認 等

2 主な確認結果

(1)財政当局

- ◆ 起債管理システムでは、県債と個別資産が紐付いておらず資産異動の登録がない。
- ◆ 実質公債費比率等の算定に必要な基金残高の内訳(会計別)が整理されていない。
- ◆ 用先債に係る土地の売却状況や売却額等を組織として管理している資料がない。
- ◆ 本件事案の類似事案となる実質公債費比率等の算定誤り事案等の内容を確認した。

(2)監査委員事務局

- ◆ 監査は資料の計数確認が中心で、借換えの対象資産までは確認できない。
- ◆ 用先債の監査に際して、起債に紐付く資産に関する資料等がなかった。

03 ヒアリング調査の実施

1 対象者

本件事案の方針決定や借換事務、監査事務に関わった職員等 （延べ16回）

2 主な確認結果

(1)財政当局

①方針決定の背景

- ◆ 震災復興からの財政再建、行財政運営方針の見直し議論がされていた時期であった。
- ◆ 実質公債費比率や県債管理基金の積立不足率等の財政指標を強く意識していた。
- ◆ 収支均衡と健全化指標の両立に向け、様々な財政運営上の方策を考えていた。

②方針決定の認識

- ◆ 方針決定が「誰が」「どこで」等の客観的資料は確認できなかったが、一部の対象者から、知事協議の場で当時の知事が方針決定したとの証言があった。
- ◆ 疑義がある財務処理として総務省へ照会や議論をした事実は確認できなかった。

③法令適合性の認識

- ◆ 起債許可期限内の借換であり、当時、違法性や不適切性を認識していた者は確認できなかった。

(2)監査委員事務局

- ◆ 資料の計数確認が基本で、個々の起債の内容等は確認できていなかった。
- ◆ 健全化判断比率等を適切に審査できるマニュアル等がなかった。

04 本件事案の調査結果を踏まえた検証

1 本件事案の財務処理を行った背景・経緯

- ◆ 当時、震災後の厳しい財政運営を余儀なくされている中で、財政当局内では財政健全化に向けた財政指標の改善を強く意識していた背景が確認できた。
- ◆ 知事協議の場で当時の知事が本件事案の方針決定をしていたことがうかがえる。
- ◆ 当時、本件事案は、法第5条の3に基づく総務省へ協議をしていないが、同条の3のただし書きに基づく、総務省へ協議を要しない軽微な事案と認識していた。

2 本件事案の法令適合性

- ◆ 本部会は、法令違反の有無を判断する立場にはないが、
本件事案は、売却済の土地に対応する起債の借換えであるため、地方財政法の趣旨に照らした場合、不適切な財務処理であると考える。
- ◆ 現時点では、本件事案が不適切な財務処理であったと認識する者はいるものの、起債許可期限内の借換えであるため、当時、財務処理上の疑義や不適切な財務処理であると認識していた者は確認できなかった。

05 その他類似事案の検証

・本件事案の類似事案について、**部会では、起債管理・指標算定に関する事項を中心に検証**を行うとともに、財政当局においても本件事案の判明以降、点検を進めてきた。
・その結果、その他類似事案について、以下2件を確認した。

1　実質公債費比率等の算定誤り事案

（1）概　要

◆ 総務省の記載要領上、県債管理基金残高から「港湾整備事業特別会計」と「流域下水道事業会計」の公営企業会計の積立金を控除して実質公債費比率等を算定すべきところ、控除せずに算定していた事案が判明

（2）事実確認

◆ 実質公債費比率の算定が始まった当初（H19年度決算時）の算定から誤って算定
◆ この結果、R7年度決算で実質公債費比率＋0.1%、将来負担比率＋2.4%程度悪化
◆ 算定当初から、記載要領に基づいた算定がされていない理由は判然としない。

（3）法令適合性の検証及び今後の対応

◆ 当該事案は、記載要領に基づいた算定がされておらず、不適切な財務処理であると考える。
◆ 実質公債費比率等を速やかに修正し、議会や国等へ必要な報告をされたい。

05 その他類似事案の検証

2　用先債の起債許可期限満了に伴う一般単独事業債の起債事案

(1) 概　要

- 平成18年度に用先債を新規発行(約44億円:許可期間10年)し、加古川市神野用地を先行取得用地として購入。その後、当該土地の一部は、事業化を図り、その売却収入で用先債の一部(約8億円)を償還した。
- その他土地については、用先債の起債許可期限である平成28年度に健康拠点構想に基づく事業用地として、一般単独事業債(一般債)を活用して事業化を図るとともに、その起債を財源にして用先債(約36億円)を償還した。
- しかしながら、一般債を活用して事業化を予定した土地の一部ついては、平成28年度から現在まで事業化が進まず、利活用できていない事案が判明

(2) 事実確認

- 平成28年度に事業化予定の土地(約21ha)のうち、約10haの土地について、現在まで利活用できていないことを確認した。

(3) 法令適合性の検証及び今後の対応

- 当該事案は、長期にわたり土地の利活用がされていない状況を踏まえると、当該一般債は、現時点において適債性に疑義のある起債と考える。
- 今後の事業化の状況等を見極めて、適切な対応をされたい。

06 再発防止に向けた提案

【提案に向けた方向性】

- 財政指標を強く意識するあまり、起債等に係る適正な財務処理の法的要件や適債性等について、**組織的な検証が十分に行われていない**ことが明らかになった。
- 今後、同様の事案が生じないよう、**組織として対応できる仕組みを提案する。**

1 起債と資産等の紐付け管理

（現状・課題）

現行の起債管理システムは、償還管理を主な目的としており、**起債と資産・事業が紐付けされていない。**

① 起債に対応する資産に、売却等による異動や事業計画の変更等による利活用状況の変化が生じた場合、その事実を登録・反映して確認できる仕組みを構築すること。
② 上記の登録手続き等をマニュアル化し、組織内で情報共有すること。
③ 用先債など特殊な起債は、その償還期限や売却状況等について、複数の職員間でチェックできる管理簿を作成する等を行い、組織として継続管理していくこと。
④ なお、システム改修等が必要な場合は、費用対効果や職員負担等を勘案すること。
⑤ 上記、監査委員事務局等の必要な部署と情報共有できる仕組みを構築すること。

06 再発防止に向けた提案

2 県債管理基金残高の内訳管理

（現状・課題）

県債管理基金全体の総額、積立・取崩額を整理した資料はあるが、**実質公債費比率等の算定に向けて会計別にチェックできる基金残高の整理や管理ができていない。**

① 実質公債費比率等の算定時に控除すべき会計が確認できるよう、会計別に基金残高をチェックできる管理表を作成すること。
② 当該管理表を複数の職員で適正に管理できる仕組みを構築すること。
③ 上記、監査委員事務局等とも共有し、多面的にチェックできる仕組みを確保すること。

3 法令適合性等の確保に向けた仕組みの構築

（現状・課題）

本件事案は法令適合性の認識が十分でない中で進められた事案であることに加え、国からの**重要な通知等の情報が組織内で十分に周知や共有されていない。**

① 定期的に地方財政法等の研修等を開催し、知識の習得や理解力の向上を図ること。
② 国の重要な通知等は、所属長含め、組織としてチェックする仕組みを構築すること。
③ 疑義が生じた事案は、国への照会やその結果を共有する仕組みを構築すること。
④ 重要な方針決定は、記録の保存など事後的な検証が可能な仕組みを整備すること。
⑤ 法令遵守し適正な事務執行を確保するため内部管理制度を適切に活用すること。
⑥ 上記、監査委員事務局等の必要な部署と情報共有できる仕組みを構築すること。

07 おわりに

- 本件事案は、適債性の十分な検討を欠き、法の趣旨に照らせば、適債性に疑義を生じさせる不適切な財務処理であったと判断する。
- また、検証の過程において、その他類似事案が判明したが、これらの事案は、個々の職員の問題というよりも、財政当局内外による多面的なチェック体制が十分でないことが共通の課題として浮き彫りになった。
- 兵庫県は、県財政に対する県民の信頼や地方債市場からの信認に影響を及ぼす事態が生じたことを重く受け止めなければならない。
- 再発防止策を着実に実行し、組織として適切な財務処理を確保する仕組みの構築や、その実効性を継続的に検証し、見直していくことが重要である。
- 検証結果を真摯に受け止め、財政運営の透明性と適正性の一層の向上を図るとともに、県民からの信頼回復に向けて不断の努力を重ねられることを期待して、本報告の結びとする。

【参考資料】 部会の開催状況

1. 第1回部会の開催
①開催日 ： 令和8年9月8日
②概　要 ： 委員との意見交換等を行い、部会での検証の方向性等を決定

1 第1回部会での主な意見等

- ◆ 事実関係を調査し、同様の事案が生じないよう、再発防止策を策定することが最重要
- ◆ 県民の信頼回復、地方債市場の信認維持のため、具体的で実効性のある対策が必要
- ◆ 違法性等の認識をもった意図的な事案だったか否かの検証が必要
- ◆ 新たな再発防止策の構築に際しては、費用対効果と職員の負担感等を考慮
- ◆ ヒアリング対象者や人数は非公表にすべき

2 検証の方向性等の決定

➢本件事案の方針決定の経緯・背景を検証し、再発防止策の検討等のため、委員による
①実地調査、②関係者へのヒアリング調査　③その他類似事案の確認等を決定

【参考資料】 部会の開催状況

2. 第2回部会の開催

①開催日 ： 令和8年11月6日
②概　要 ： 報告書の取りまとめに向けた意見交換を実施

1 第2回部会での主な意見等

- ◆ 本報告書は、関係者への責任追及ではなく、今後の再発防止に向けた提案が主眼
- ◆ 平時の執務を進める上で、法令等の趣旨や原理原則をしっかりと理解することが必須
- ◆ 再発防止に向け、不正のトライアングル（動機、機会、正当化）の概念を再認識すべき
- ◆ 実効ある再発防止策には、運用する職員の十分な理解と積極的な取組が不可欠
- ◆ 報告書の検証結果をしっかりと受け止め、兵庫県は速やかに再発防止策を実行すべき

2 再発防止に向けた提案

➢今後の再発防止に向け、職員個人ではなく、組織で対応できる仕組みとして
①起債と資産等の紐付け管理、②県債管理基金残高の内訳管理、③法令適合性等の確保に向けた仕組みの構築を提案

資 料 2－3

第３回持続可能な財政運営検討会
（今後の改革の方向性）

令和８年11月11日
財務部

〈目　次〉

第１　持続可能な財政運営検討会で検討する内容　・・・・・１

第２　これまでの行財政構造改革等の再検証　・・・・・２

第３　今後の財政運営に向けた課題　・・・・・４

第４　『躍動する兵庫』実現のための「改革の検討方向」（案）　・・・・・５

１　重視する改革の考え方　・・・・・６

２　県が担う役割の転換　・・・・・７

３　改革の方向性　・・・・・８

４　各分野の改革の視点

（Ⅰ）事務事業見直しの視点　・・・・・９

（Ⅱ）公的施設見直しの視点　・・・・１０

第１　持続可能な財政運営検討会で検討する内容

- ✓ 1回目、2回目において、財政構造分析を行うともに、公債費負担適正化計画の策定に向けて議論を実施した。
- ✓ 年度後半においては、これまでの議論を踏まえ、令和9年度以降の歳入・歳出全般にわたる改革を検討することから、**財政健全化と未来への投資を両立できる「改革の検討方向」を議論しとりまとめる。**

財政運営検討会	検討内容	時期
第１回	➢ 財政構造分析 ➢ 投資のあり方	５月
第２回	➢ 公共用地先行取得等事業債の取り扱い ➢ 公債費負担適正化計画（素案）の策定 → **公債費負担適正化計画策定**	７月
第３回	➢ **財務検証部会からの報告** ➢ **今後の改革の方向性** これまでの**行財政構造改革等の再検証** 『躍動する兵庫』実現のための「**改革の検討方向**」 重視する改革の考え方、基本的な改革の方向性、各分野の改革の視点 ➢ **公債費負担適正化計画の改定（案）** → **公債費負担適正化計画改定**	１１月
第４回	➢ **今後の改革の方向性** 各分野の改革の視点 財務運営の方向性 ➢ **公的施設等総合管理計画（素案）の策定** → **公的施設等総合管理計画策定**	１月～ ２月頃

令和8年度末　財政健全化と未来への投資を両立できる「改革の検討方向」をとりまとめ

令和9年度～　「改革の検討方向」を踏まえ、歳入・歳出全般にわたる改革を検討

第２　これまでの行財政構造改革等の再検証

（1）実施状況と評価

①　阪神・淡路大震災からの復旧復興と行財政構造改革（H12～19）の実施

（趣旨）震災復旧・復興のため、本県は約2兆3,000億円の財政負担を強いられ、約1兆3,000億円の県債発行で復旧復興に注力
これにより悪化した財政を立て直すため、「行財政構造改革推進方策」を策定し、行財政全般にわたる改革に着手
あわせて、多額に上る震災関連公債費の償還財源を賄いつつ、負担の長期平準化を図るため、
県債管理基金約2,600億円、財源対策債約3,100億円により収支対策を講じる

（課題）この行革期間後半、国の三位一体改革により本県地方交付税が700億円削減されるとともに、財政指標に県債管理基金残高に係るストック指標が反映されることとなり、**本県財政は収支、財政指標両面で新たな改革が不可避に**

②　新たな行財政構造改革（H20～30）の実施

（趣旨）震災を乗り越え、県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造を確立するため、行革推進条例を策定して議会・県民とともに改革を推進する体制を構築

（結果）県債管理基金約1,500億円、財源対策債約3,100億円による収支対策を講じつつ、下記の絶えざる取組により、平成30年度には、収支均衡や実質公債費比率など財政運営目標を達成し、構造改革を完了

（課題）震災関連県債が3,600億円、県債管理基金積立不足5,000億円、今回行革による財源対策債残高2,900億円が残存
これらの負担を吸収した財政フレーム（H31～40）を策定

H12～H19

主な取組

組織再編・定員・給与等の見直し
投資・事務事業、
公的施設見直し等

H20～H30　主な取組

組織	定員	給与	事務事業	投資事業	自主財源等
本庁 9→5部 地方機関 111→70事務所	一般行政部門 8,279→ 5,795人	役職に応じ給与抑制 （特別職） 給料▲20%～▲7%　等 （一般職） 給料▲7%～▲2.5% 等 ※H27年度から段階的に縮小	選択と集中 廃止2,728／ 新規1,327	通常事業費 H19比 約86%水準	収入未済 236→94億円 長期保有土地 金額▲69.1%

H30

持続可能な
行財政構造の保持

【改革による効果額（H20～30）：1兆3,487億円（一般財源8,355億円）】　（単位：億円）

区分	定員削減	給与ｶｯﾄ	事務事業	公的施設	公社等	投資事業	自主財源等	累計計
改革効果	1,183 （1,003）	917 （774）	1,640 （2,420）	237 （307）	589 （293）	7,125 （2,825）	1,796 （733）	13,487 （8,355）

（２）行財政構造改革（～H30）の再検証

- ✓ 平準化のため先送りした震災関連の負担は、H30時点において以下の前提条件のもとで将来的に吸収可能と試算
  - ① 収支面　高い経済成長シナリオの活用、低金利環境の恩恵、臨時財政対策債の償還差効果（「交付税の先食い」）
  - ② 指標面　県債管理基金への基金集約
- ✓ しかし、財政環境の変化（金利上昇、臨財債発行停止）に加え、透明性を向上させ現実的な財政フレームへと移行を図った結果、再び多額の収支不足が発生し、実質公債費比率は悪化
  （※ 税収は好調であるものの、一般財源の伸びを上回る歳出の増加もあり、財政状況を抜本的に好転させていない）

⇒ H30財政運営目標の達成は、一定の条件下で実現

⇒ 大きな環境変化にも対応できる新たな行財政構造改革が必要

震災関連公債費（財政指標悪化の要因）
2.04兆円（発行額1.3兆円）

H7～H19	H20～H30	R1～R7	R8～R19
10,060億円	6,490億円	2,690億円	1,200億円

【償還の方法】

基金取崩	財源対策債	その他（災害復旧交付税等）	財源対策債	基金取崩	償還差効果	その他（主に行革効果）	償還差効果	その他（主に税収増）	償還差効果	残りの震災関連公債費④
（3,305）	（3,095）	（3,660）	（3,095）	（1,530）	（485）	（1,380）	（1,095）	（1,595）	（120）	（1,080）

積立不足
約4,850億円①

新たな借金
約6,200億円
R8末残高：約2,500億円②

将来の交付税措置の減
約1,700億円③

財政指標悪化の要因

将来の収支不足の要因

残存負担：約10,150億円
①＋②＋③＋④

第３　今後の財政運営に向けた課題

今なお残る震災関連の負担に加え、これまで震災関連公債費に対応するために先送りせざるを得なかった負担や、政策課題に対応するための一時的・多額な負担も吸収し、財政環境の変化に対応できる「真に持続可能な行財政構造」を構築する必要がある

■ 今なお残る震災関連の負担への対応 （残存負担：約1兆600億円/総額：約2兆1,650億円）

- ✓ 震災関連公債費の償還を平準化するため先送りしてきた負担は、発災から30年以上経過した現在においても、約5割程度が残存（約1兆150億円/約2兆450億円）。
- ✓ これに加え、財源対策債の利子負担が残存（約435億円/約1,200億円）

■ 分収造林事業及び地域整備事業会計の債務整理（約1,200億円）に伴う元利償還金負担

- ✓ 両事業については、森林の公益的機能の発揮や県土の秩序ある開発などに貢献してきたが、社会経済情勢が大きく変化する中で、将来にわたる厳しい経営課題を抱えたため、県債管理基金を一時的に活用して債務整理を実施。
- ✓ 行政改革推進債（約1,200億円）を活用し、10年計画（R6～15）で基金積戻しを実施中、その元利償還が残存。

■ 過去の先行投資等に伴う公債費

- ✓ 東日本大震災を踏まえ先行的に取り組んだ防災・減災事業や乱開発防止を目的とした県有環境林の取得など、政策課題に対応するため実施した投資事業が類似団体と比べ高い水準。
- ✓ 公債費負担を抑制するため、今年度策定した公債費負担適正化計画に基づく中長期的な取組が必要。

改革の方向性

真に持続可能な行財政構造を確立し、「躍動する兵庫」を実現するため、

従来の発想にとらわれない抜本的改革が必要

第４　『躍動する兵庫』実現のための「改革の検討方向」（案）

- ✓ 『躍動する兵庫』を実現するため、「重視する改革の考え方」を設定
- ✓ 令和9年度に本格検討する『歳入歳出全般の改革』は、持続可能な財政運営検討会で検討する「基本的な改革の方向性」を踏まえ、財政基盤の確立のため長期にわたり継続的に実施
- ✓ その際には、厳しい財政制約の下においても県民や地域から期待される役割を最大限発揮できるよう、改革本部により改革の基本方針等を検討するとともに、各施策においては、各分野に精通した部局の主体的なマネジメントのもと、議会とも十分に議論し、国・市町・関係者との連携のもと、新たな県の役割を再構築

令和8年度後半～

持続可能な財政運営検討会

基本的な改革の方向性

県が担う役割の転換

プラットフォーム型県政

・広域自治体機能への重点化
・サービス提供手段の転換
・市町との適切な役割分担
・民間活力の最大活用
・国制度・財源の積極活用

改革の検討方向

各分野の改革の視点

公的施設、事務事業、公社等、組織　等

改革を具体化

令和9年度～

歳入歳出全般の改革

方向性を踏まえた検討

改革本部による検討

- 改革の基本方針（方向性・視点等）
- 組織、働き方の見直し
- 資産利活用(PPP/PFI、運営権売却) 等

歳入・歳出・組織改革

見直し視点

- 事務事業、公的施設等の見直し
- 成長分野への重点配分
- 施設、ｲﾝﾌﾗ等戦略的配置
- 人材確保・育成へ重点化
- 財源創出・歳入確保　等

議会・市町等との連携

持続可能な財政基盤の確立

将　来

目指す姿

誰もが希望を持って
生きられる1人ひとり
の可能性が広がる
『躍動する兵庫』

重視する改革の考え方

「新しい種を植える」
「県民の命を守る」
それを支える
「持続可能な財政運営」

1　重視する改革の考え方

- ✓ 社会的環境変化に対する持続可能な財政運営の確立に向けて、財政構造改革と長期間の取組が必要
- ✓ 「躍動する兵庫」を目指すため、「県が担うべき役割」を整理したうえで、施策の優先順位を決定
- ✓ 「県民の命を守る」分野を優先的に実施するとともに、あわせて将来を見据え、改革期間中であっても様々な分野で「新しい種を植え育てる」施策を実施

「躍動する兵庫」

新しい種を植え育てる
教育、人づくり、産業創出、DX/GX、地域創生　等

【施策の定義】
現在の県の産業体系・人口動態を構造的に変える可能性を持つ取組

例：将来の産業競争力や地域を支える人材基盤、新たな成長市場の創出と生産性向上や人口流出抑制と地域活力の維持・向上　等

県民の命を守る
防災・減災、医療・福祉・安全　等

【施策の定義】
県民の生命・身体・生活基盤を守るため、県が優先的かつ継続的に責任を果たすべき取組

例：防災・減災対策、老朽化インフラの維持、医療体制確保、感染症対策、福祉サービス維持、治安対策　等

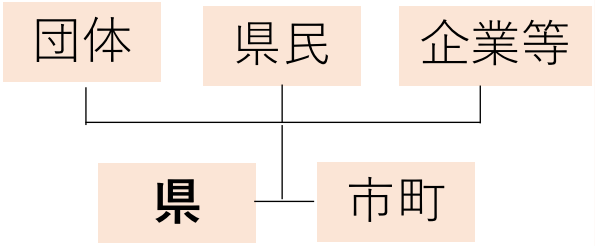
持続可能な財政運営
選択と集中、公民連携、資産マネジメント、業務改革　等

2 県が担う役割の転換

「県が担う」から「つながりの中で新たな価値の創生」へ

- ✓ 人口減少や財政状況悪化が進む中、従来のように県があらゆる行政需要に直接対応していくことは、今後ますます困難
- ✓ そのため、県が自ら課題解決することを前提とするのではなく、市町、企業、大学、地域団体、県民など多様な主体との連携を一層進め、それぞれの強みや資源を生かしながら課題解決を図る「プラットフォーム型県政」への転換を図る
- ✓ 県は広域自治体としての役割に重点化しつつ、多様な主体をつなぎ、調整し、挑戦を後押しすることで、限られた経営資源の中でも県民サービスの効率化・最適化を目指す

従来の県政



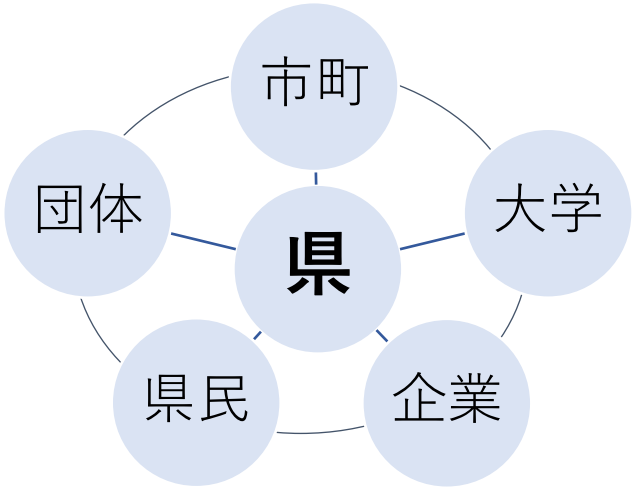
県が行政需要に直接対応

→ 人口減少や財政状況から資源・人員に限界

→ 多様な主体と連携することで、県の役割を転換することで対応

転換

プラットフォーム型県政



県が「つなぐ・調整・後押し」
それぞれの強みで課題解決
→ 県民サービスの効率化・最適化

機能転換の見直し視点
- ○広域自治体機能の重点化
- ○サービス提供手段の転換
- ○市町との役割分担

実現手段の見直し視点
- ○民間活力の最大化
- ○国制度・財源の積極活用

＋

県が担うべき施策
- ○県が守るべき内容の明確化
- ○受益者負担の段階化
- ○国への改善要望・施策提案

3 改革の方向性

県の役割転換を踏まえた改革の推進へ

- ✓ これまでの行財政構造改革により見直しの余地が限られる中、持続可能な県政を将来世代に引き継ぐためには、「重視する改革の考え方」を踏まえ「県の役割転換」を果たすことで改革を推進
- ✓ 本検討会で検討したこれらの内容をもとに、令和9年度に県政改革本部で基本方針を決定し、改革を具体化
- ✓ その際に、「分野毎の改革の視点」にも留意しながら、改革本部の指揮のもと、地域や関係団体などの分野事情に精通した各部局が主体的に責任を持って、政策毎の見直しを実施
- ✓ 「事務事業」や「公的施設」の見直し、それに伴う「公社等」や「組織・定員」の見直しを実施するとともに、「歳入確保」や「DX化など働き方改革」を実施し、効果的・効率的な行政運営へ転換

検討会で検討した方向性を具体化

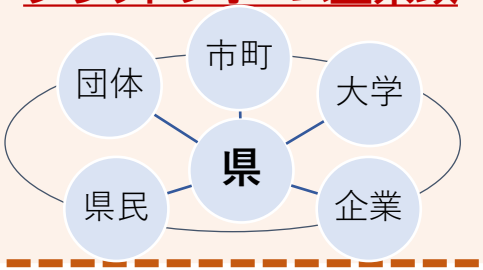
令和9年度に、歳入歳出全般の改革を本格検討

県政改革本部で基本方針を決定し、各部局が政策毎に見直し

重視する改革の考え方

「新しい種を植える」
「県民の命を守る」
「持続可能な財政運営」

プラットフォーム型県政



分野毎の改革の視点を踏まえ見直し

分野や地域事情を把握する部局が
主体的に県民影響も踏まえ、政策毎に検討

- 事務事業
- 公的施設
- 組織・定員
- 公社等
- 歳入確保
- DX・働き方

県民生活への影響も考慮し
改革効果額を達成し
持続可能な財政構造へ

第３回検討会では、事務事業、公的施設の視点から検討

４　各分野の改革の視点
（Ⅰ）事務事業見直しの視点

⑴ 県の役割を再確認し重点を置く分野を見極めるため、以下視点で事業を棚卸

① 県が事業を担う必要性
（**法令等の根拠**の有無、**国・県・市町・民間事業者との役割分担**の適切性等）
② 事業開始当初からの時代・環境変化への対応
（事業目的・背景・対象の変化、**制度改正、国補助・地財措置**の有無・変更等）
③ 事業水準の適正性
（事業実績・効果、対象者数・性質、類似事業の有無、他団体水準との比較等）

⑵ 効率的・効果的な事業実施手法の検討

① **プラットフォーム機能**の設定や人材・ノウハウの共有などによる**官民連携**
② AI/DXといった**デジタル技術の活用**による事業実施手法の転換〔SNS広報など〕
③ 費用対効果を重視した事業運営
・行政サービス水準の適正化
・前例・慣行にとらわれない成果重視の見直し
・限られた経営資源の効果的・効率的な配分による県民価値の最大化

⑶ 自主財源確保などの歳入強化

① 国庫補助金等の**有利な財源の活用**
② 施設の空きスペースやリニューアルに伴う未利用資産など、将来的な民間活用が見込まれる**県有資産の積極的な利活用**
③ **クラウドファンディング型寄附**を活用したふるさと寄附、企業版ふるさと納税の活用
④ **ネーミングライツの拡充**、県施設や広報誌、ホームページ等の**広告媒体活用**

4　各分野の改革の視点
（Ⅱ）公共施設等見直しの視点

⑴ **県が担うべき事務・業務・事業の実施に、必要不可欠な施設か棚卸**

① **開設当初からの、目的・時代背景・利用者数/層・立地状況などの変化**に着目し、
② **法令**や、**国・県・市町・民間事業者との役割分担**を踏まえ、
③ 県が担うべき事務・業務・事業であることが明確であり、
④ **施設を介したサービス提供以外に代替手段がない**場合に、施設を維持

⑵ (1)の結果、施設が必要不可欠な場合、**ライフサイクルコストの最小化に向けて検討**

① **有利な財源**(国庫・起債・助成・寄附など)**を最大限活用**しているか
② (**大規模**)**改修/リニューアル、維持管理/運営について、手法・水準・所要額が最適**か

⑶ (1)の結果、**必要不可欠でない場合、見直しを判断**

① **県予算を確保できない場合**や、
② **有利な財源確保**や官民連携による**収益化等で県実負担を軽減できない場合、施設廃止を検討**

⑷ **利活用検討では、積極的に官民連携手法の採用を検討し、最適な手法を選択**

手法検討において、**ひょうごPPP/PFIプラットフォームやロングリストの活用**を徹底

（主な手法）指定管理者制度・PFIの他、コンセッション、セール＆リースバック、定期借地、資産売却など

資 料 2－4

第３回持続可能な財政運営検討会
（公債費負担適正化計画の改定（案）について）

令和８年11月11日
財務部

公債費負担適正化計画の改定（案）

■ 計画改定の趣旨

- 公営企業会計で発行した地方債に係る積立額を県債管理基金の残高に含めて県債管理基金の積立不足率を算定していたことにより、実質公債費比率が過少に算定（R7年度決算：0.1%程度悪化 ）
- 公営企業会計積立金の取扱是正により、R8年度以降の実質公債費比率が現行計画における見通しから悪化（0.2～0.4%程度）し、織込済みの方策だけでは早期健全化基準である25%を下回ることが見込まれないことから、追加対策を実施し、確実に実質公債費比率が25%を下回るように計画を改定

実質公債費比率【対策前】の比較

公債費負担適正化計画 ①

区　分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
実質公債費比率（単年度）	21.7%	23.4%	24.1%	25.1%	25.3%	24.9%	25.1%	24.7%	24.5%	24.2%
実質公債費比率（３か年）	20.5%	22.3%	23.1%	24.2%	24.8%	25.1%	25.1%	24.9%	24.8%	24.5%

公営企業会計積立金の取扱是正後※ ②

区　分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
実質公債費比率（単年度）	22.0%	23.7%	24.4%	25.6%	25.6%	25.2%	25.4%	25.0%	24.9%	24.5%
実質公債費比率（３か年）	20.7%	22.6%	23.4%	24.6%	25.2%	25.5%	25.4%	25.2%	25.1%	24.8%

※ 県債管理基金に含まれる公営企業会計（港湾整備事業特別会計、流域下水道事業会計）からの積立金を控除して県債管理基金の積立不足加算額を算出し、算定を行った場合の実質公債費比率

差し引き ②－①

区　分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
実質公債費比率（単年度）	0.3%	0.3%	0.3%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%
実質公債費比率（３か年）	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%

■ 実質公債費比率の適正管理のための方策

➢ 県債管理基金における計画的な運用益の確保【追加対策分】

（1）債券運用利回りの向上【試算利率の変更】

債券の想定運用利率を置換

（現行計画見込み：2.0% 直近5年地方債平均→今回置換：2.4% 直近5年･10年地方債平均）

実質公債費比率［単年度］の抑制効果：△0.1%程度

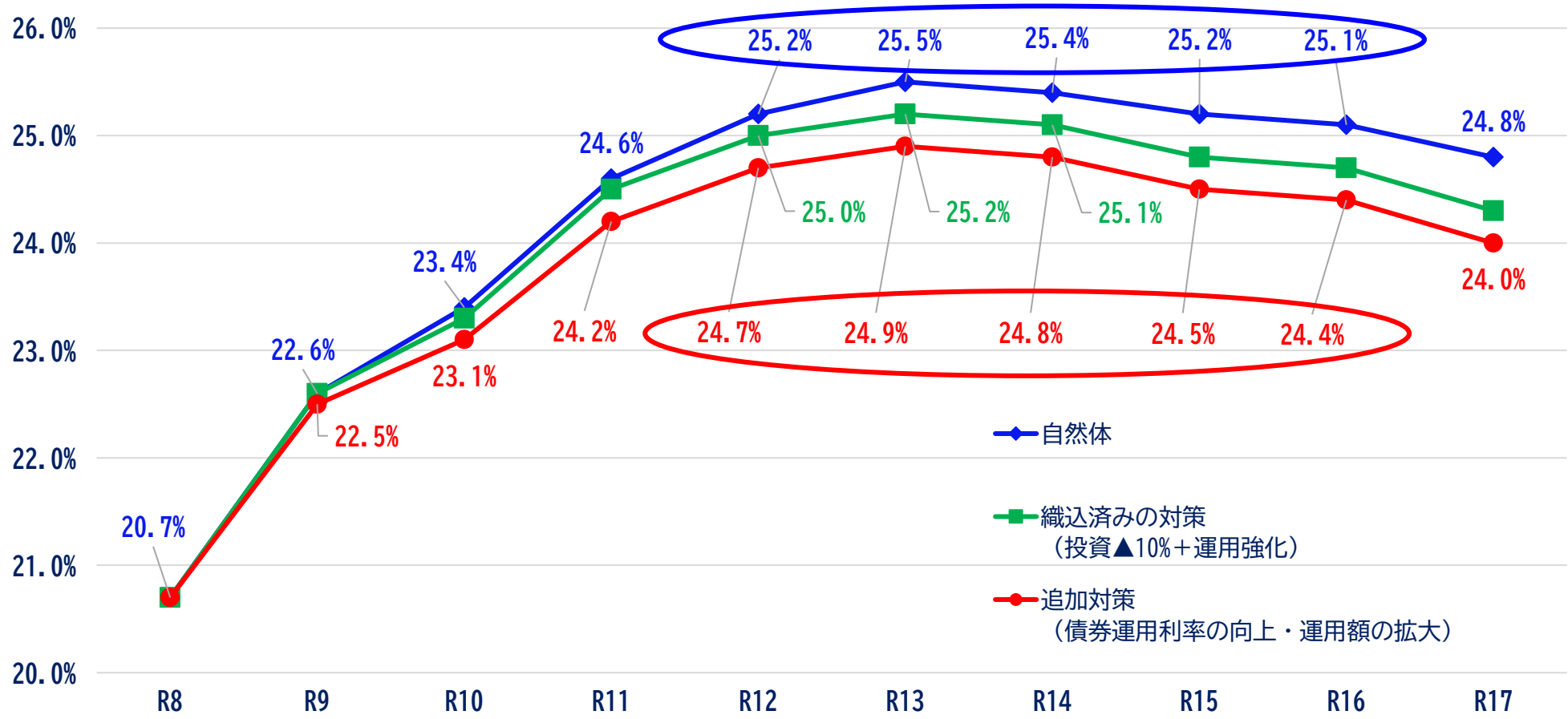
（2）債券運用額の拡大 【今回追加】

債券の運用額を拡大（需要を再精査し、2,500億円（R7年度末）→4,000億程度まで拡大）

実質公債費比率［単年度］の抑制効果：△0.2%程度

区　分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
実質公債費比率（３か年）	20.7%	22.6%	23.4%	24.6%	25.2%	25.5%	25.4%	25.2%	25.1%	24.8%
１ 織込済みの対策			▲0.1%	▲0.1%	▲0.2%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.4%	▲0.4%	▲0.5%
（1）投資規模の抑制による公債費の適正管理					▲0.1%	▲0.2%	▲0.2%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.4%
（2）県債管理基金における計画的な運用益の確保			▲0.1%	▲0.1%	▲0.1%	▲0.1%	▲0.1%	▲0.1%	▲0.1%	▲0.1%
現行対策後（計）	20.7%	22.6%	23.3%	24.5%	25.0%	25.2%	25.1%	24.8%	24.7%	24.3%
２ 追加対策		▲0.1%	▲0.2%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.3%
県債管理基金における計画的な運用益の確保【追加対策分】		▲0.1%	▲0.2%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.3%
追加対策後（計）	20.7%	22.5%	23.1%	24.2%	24.7%	24.9%	24.8%	24.5%	24.4%	24.0%

各年度の実質公債費比率［3か年平均］の見通し



実質公債費比率【対策後】の比較

区　分	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
現行計画（対策後）① 実質公債費比率［3か年平均］	20.5%	22.3%	23.0%	24.1%	24.6%	24.8%	24.8%	24.5%	24.4%	24.0%
今回計画（追加対策後）② 実質公債費比率［3か年平均］	20.7%	22.5%	23.1%	24.2%	24.7%	24.9%	24.8%	24.5%	24.4%	24.0%
差し引き ②－①	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%